

準要保護認定の事例

1 申請者が給与所得の場合

①	②	③	A ①－②－③
<u>収入金額</u>	生活保護法による収入認定の基礎控除額	社会保険料 所得税 道市民税	収入相当額

② 申請者が給与所得以外の場合

①	②	③	④	B ①＋②－③－④
<u>所得金額</u>	給与所得控除額に相当する額	生活保護法による収入認定の基礎控除額	社会保険料 所得税 道市民税	収入相当額

《 計算例 》

本人(35才) 会社員 年収 3,760,740円(所得 2,468,000円)

妻(41才) パート 年収 331,100円(所得 0円)

子(9才) 小学校4年

子(6才) 小学校1年

所得税 49,200円、道市民税 28,600円、社会保険料 402,928円、
生活保護法による収入認定の基礎控除額 439,920円

<収入相当額>

<生活保護法の保護基準表による基準額>

収入金額(本人+妻)	4,091,840円	生活扶助 第1類基準	1,445,640円
生活保護法による収入認定の基礎控除額	439,920円	第2類基準	571,680円
社会保険料	402,928円	教育扶助 小学校	66,000円
所得税	49,200円	中学校	-円
道市民税	28,600円	学校給食費 小学校	81,600円
		中学校	-円
<u>差し引き計</u>	<u>3,171,192円</u>	住宅扶助	-円母
↓	A	子加算	-円
		冬季加算	175,296円
		期末一時扶助費	46,596円
		計	<u>2,386,812円</u>
		↓	B

比率 $A \div B = 1.33$ (非認定)

